

秋田市立日新小学校いじめ防止基本方針

R 8 . 5 . 8 改訂

1 いじめ防止の基本理念

いじめの防止等の対応は、次のことをめざして行います。

- (1) 子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにします。
- (3) 学校・家庭・地域との連携の下、いじめの問題を克服できるようにします。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言います。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断します。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子ども同士のトラブルが起きたとき、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導していくことが重要です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要となります。

- ・ いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず、どの学校でも起こりうるものであること
- ・ いじめは、卑怯な行為（人権侵害）であり、人として絶対に許されないこと
- ・ いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
- ・ いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・ いじめは、子どもが入れ替わりながら加害も被害も両方経験する場合があること
- ・ いじめは、加害者と被害者の二者関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体に関わる問題であること
- ・ いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- ・ いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべきこと

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促します。さらに子どもが安心して学校生活を送れるように、いじめが解消している状態に達するまで、粘り強く支援に努めます。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要があります。

◆いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3か月を目安）していること

◆いじめが解消したかどうかを判断する時点で、いじめを受けた子どもが、心身の苦痛を感じていないと認められること（面談等での確認）

※いじめが解消している状態と判断した場合も、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に保護者と連携し、いじめを受けた子どもやいじめた子どもたちを注意深く観察していきます。

※上記の要件を満たした上で、双方の当事者や周りの集団活動が好ましい人間関係に達し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されたとみなします。

3 いじめの未然防止のための取組

子どもに、学校の教育活動全体を通じて、いじめを「しない・させない・ゆるさない」心情や態度を育てます。また、各教室に「日新小いじめゼロのちかい『自分がされたり、言われたりしていやなことは、ぜったい人にはしません。言いません』」を掲示し、子ども一人一人が認められ、お互いに相手を尊重し、思いやる雰囲気づくりに全職員が協力して取り組みます。

(1) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・PTAの授業参観に、道徳の授業を積極的に公開して、学校の実践を保護者や地域の方々にお知らせします。
- ・校報や学年だより、ホームページなどで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて取り上げ、学校、保護者、地域の役割について共通理解を図ります。
- ・PTA活動と連携し、外部の専門家を招いた子育て等に関する講演会を実施します。
- ・情報モラル教育（LINE等のネットトラブルを含む。）を重視し、情報の発信者や受信者としてのマナーや知識・技能に関する学習を計画的に進めます。また、保護者への情報提供も随時行います。
- ・道徳科の時間や児童会等で、いじめ問題についてみんなで考え、議論するなど、「いじめを生まない学校づくり」が強く意識されるよう、子どもたちの自主的な学習活動を支援します。

(2) 児童会を中心としたいじめを生まない学校づくり

- ・児童会の「あったかハートを広げよう」運動などをおして思いやりの心を育て、子どもが主体となって、いじめを生まない学校づくりを目指します。
- ・居心地のよい学校を目指し、子ども自ら諸問題を解決しようとする生活態度を育てます。また、あいさつ運動や児童集会の定期的開催により、明るく活力のある児童会活動を実践します。

(3) 生徒指導の三機能を生かした授業づくりの推進

- ・全教職員が、共感的な態度・自己存在感・自己決定の場を大切にした授業を行い、子ども一人一人が、授業をとおして満足感や達成感を味わうことができるようにします。そして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような学級づくりに努めます。
- ・子どもの主体的な活動を引き出し、めあてや振り返りを大切にしながら「分かる・できる」授業づくりを進めます。
- ・特に配慮が必要な子ども（発達障害や性同一性障害のある子ども、帰国子女、大災害で避難した子どもなど）への特性や信条に配慮した適切な支援を大切にします。

(4) 豊かな心を培う体験活動の実践

- ・キャリア教育の視点を大切にし、「きらり学習（総合）」や特別活動等から、夢や希望をもって、よりよい生き方を見付けようとする子どもを育てます。
- ・自分と友だちの違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、修学旅行、宿泊研修、異学年交流学习などの活動の充実を図ります。

4 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係づくりを進めます。また、子どもの日常的な観察を複数の教職員で丁寧に行い、些細な変化やわずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑惑をもって、軽視することなく積極的にいじめを認知するように努めます。

いじめの認知にあたっては、次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合 ・好意からした行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合 ・いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合 ・インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合 |
|--|

(1) 学校生活アンケートの実施

- ・年2回（6月、10月）の学校生活アンケートを行い、いじめの状況を適切に把握するために、個人面談を必要に応じて実施します。

(2) 教育相談週間の設定と保護者面談の実施

- ・年間行事に教育相談週間を設定し、学級担任が、子どもの悩みや不安などを聞き取ります。また、年2回の保護者面談をとおして、子どもに関する情報を共有します。

(3) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、教頭、教育相談担当、生徒指導主事が、子どもや保護者の相談窓口となります。校報やホームページで、相談窓口の開設についてお知らせします。

(4) 「日新小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任（6名）、教育相談担当、養護教諭（2名）により、「日新小いじめ対策委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行います。必要に応じて、スクールカウンセラーをアドバイザーとして招聘します。また、学校運営協議会委員、保護者代表、民生児童委員などの中から、教職員以外の外部専門家を加える場合もあります。
- ・基本方針や年間計画の策定、見直しを行う際には、上記の教職員に加え、必要に応じてPTA会長・副会長、地域より民生児童委員（3名）などの参加を得て協議を行います。
- ・日常の取組については、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。
- ・子どもの些細な兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「日新小いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

5 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、他の業務に優先して支援チームをつくり、全校態勢で対応します。また、即日に当該情報を速やかに収集し、「日新小いじめ対策委員会」に報告し組織的な対応につなげます。対応に当たっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた

子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「日新小さいじめ対策委員会」で、どの教職員がどの子どもの対応をするかなど役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども、知らせてくれた子ども、保護者に対し「絶対を守る」ことを約束し、安全を最大限配慮して、状況を迅速かつ正確に把握して対応します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに行います。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導をとおり、心からの反省を促します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携・調整

- ・状況に応じて関係機関と連携を図り、スクールカウンセラーを活用したり、広域カウンセラーの派遣を要請したりするなど、教育相談体制の充実を図ります。

(4) 家庭や地域との連携

- ・いじめの相談を受けた際は、子どもの安全を保証した上で、速やかに管理職を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向け組織的に対応します。さらに、保護者や地域に対して、対応の経過や事後の子どもの状況などについて、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援を継続します。また、必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを十分に行います。
- ・PTAや学校運営協議会、民生児童委員会等の機会を捉え、いじめ防止等や取組、対応について説明するとともに、共通理解を図ります。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やホームページ、PTA等をとおり、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と連携を深め、子どもを見守る体制づくりに努めます。

(1) 生徒指導だよりなどによる情報提供

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動、ネットやゲーム機の通信機能によるトラブルなどについて、保護者に情報を提供します。

(2) 学年・学級PTAにおける保護者との情報交換

- ・PTAの懇談などで子どもの状況を丁寧に説明し、協力や連携の下に子どもの成長を支えます。

(3) 講演会などの実施

- ・外部の専門家を招いた子育てなどに関する講演会を実施します。

(4) 校報の町内回覧やホームページによる情報発信

- ・校報の町内回覧やホームページの更新により、地域の方々に学校の取組や子どもの活動の様子をお知らせします。

(5) 民生児童委員との情報交換

- ・新屋地区民生児童委員と学校や地域での子どもの状況について話し合い、よりよい学校づくりについての提言をいただきます。

(6) 相談窓口や相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や相談機関を、資料などで保護者に紹介します。

7 P D C A サイクルを踏まえた年間計画の作成

年間計画を作成し、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）を繰り返すことで、取組を継続的に改善していきます。また、保護者や子どもに対するアンケート、いじめ防止等の取組に対する学校評価の実施と活用を目指します。

	関 係 行 事 など	委 員 会
4 月	まつかぜ委員会（子どもを語る会） 授業参観	いじめ対策委員会（運営委）
5 月	運動会 第 1 回学校運営協議会	いじめ対策委員会（運営委） *基本方針（案）の検討と修正
6 月	第 1 回みんなが楽しい学校になるための アンケート（個別相談） 5 年体験学習 6 年修学旅行 *いじめ防止基本方針のホームページ公表 西部地区幼保小連絡協議会（時期は未定）	いじめ対策委員会（運営委）
7 月	授業参観 第 2 回学校運営協議会 教育相談週間、保護者面談	いじめ対策委員会（運営委）
8 月	校内研修会	*年間計画の見直しなど
9 月		いじめ対策委員会（運営委）
10 月	わくわくフェスタ （大森山動物園と連携した体験学習） 学習発表会	いじめ対策委員会（運営委）
11 月		※いじめ対策委員会
12 月	第 2 回みんなが楽しい学校になるための アンケート（個別相談） 授業参観日 教育相談週間、保護者面談	いじめ対策委員会（運営委） *アンケート結果の分析
1 月		
2 月	授業参観 第 3 回学校運営協議会	いじめ対策委員会（運営委） *成果と課題、次年度に向けて
3 月		

※構成員全体の会議

8 重大事態の発生と対処

(1) 秋田市教育委員会に重大事態の発生を報告

【いじめの重大事態の定義】

- ・ 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ただし、上記の他に、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査します。

(2) 教育委員会や学校による調査

- ・ 教育委員会の指示を仰ぎ、教育委員会が調査の主体を判断します。
教育委員会が調査→「秋田市いじめ対策委員会」（第三者機関に学校が協力する）を活用

学校が調査 → 本校の「いじめ対策委員会」を活用

- ・ それぞれの調査組織で、事実関係を明確にするために調査を実施します。

(3) 調査結果の提供と報告

- ・ いじめを受けた子どもとその保護者に対して情報を適切に提供し、対応方針について共通理解を図ります。
- ・ 調査結果の公表は、該当する子どもや保護者の意向、公表した場合の子どもへの影響等を第一に考え、総合的・適切に判断します。
- ・ 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

(4) 再調査および措置

- ・ 市長が、重大事態への対処または発生防止のため必要があると判断したときは、学校による調査を再度実施します。
- ・ 再調査した結果については、いじめを受けた子どもや保護者に対して、情報を適切に提供します。また、必要があれば、議会等に提供します。
- ・ 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。